【新旧対照表】かぎん FB-Web サービス利用規定

| 改定前 | 改定後 |
| --- | --- |
| **第２条　利用申込者**<br>本サービスの利用申込者は、次の各号すべてに該当する方とします。ただし、次の各号に該当する方からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合には当行は利用申込みを承諾しないことがあります。<br>（１）法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方。<br>（２）インターネット経由の電子メールを受信できるメールアドレスをお持ちの方。<br>（３）本規定の適用に同意した方。<br>（４）当行本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方。 | **第２条　利用申込者**<br>本サービスの利用申込者は、次の各号すべてに該当する方とします。ただし、次の各号に該当する方からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合には当行は利用申込みを承諾しないことがあります。各種変更手続きについても同様とします。<br>（１）法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方。<br>（２）インターネット経由の電子メールを受信できるメールアドレスをお持ちの方。<br>（３）本規定、その他当行の関連規定等および関係書類等の内容に同意した方。<br>（４）当行本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方。 |
| **第３条　利用申込**<br>１．本サービスを利用するには、本規定~~を熟読のうえ~~内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。 | **第３条　利用申込**<br>１．本サービスを利用するには、本規定、その他当行の関連規定等および関係書類等を確認のうえ内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。 |
| ～　省略　～ | ～　省略　～ |
| **第７条　振込サービスの取扱い**<br>～　省略　～<br>３．１日あたりの振込限度額<br>（１）契約者の１日あたりの振込限度額<br>①契約者の１日あたりの振込限度額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が申込書により届出ることとします。なお、届出がない場合、当行所定の金額（上限額）を１日あたりの振込限度額とします。<br>②上記にかかわらず、1日あたりの振込限度額を当行が定めた金額とする場合があります。<br>（２）利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額<br>①利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額は、本項第１号の契約者の１日あたりの振込限度額の範囲内で、管理者が使用端末機より設定・変更できるものとします。<br>②未承認口座振込における利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額は、毎日利用時間終了後、自動的に当行所定の金額に変更されますので、利用者が未承認口座振込を行う場合には、利用開始前に必ず管理者が使用端末機より利用者ＩＤの利用限度額を設定してください。 | **第７条　振込サービスの取扱い**<br>～　省略　～<br>３．１日あたりの振込限度額<br>（１）契約者の１日あたりの振込限度額<br>①契約者の１日あたりの振込限度額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が申込書により届出ることとします。なお、届出がない場合、当行所定の金額（上限額）を１日あたりの振込限度額とします。<br>②上記にかかわらず、不正利用被害防止のため、当行が推奨するセキュリティサービスご加入状況や具体的な取引の内容を考慮し当行が必要と判断した場合は、1日あたりの振込限度額を当行が定めた金額とする場合があります。<br>（２）利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額<br>①利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額は、本項第１号の契約者の１日あたりの振込限度額の範囲内で、管理者が使用端末機より設定・変更できるものとします。<br>②未承認口座振込における利用者ＩＤの１日あたりの振込限度額は、毎日利用時間終了後、自動的に当行所定の金額に変更されますので、利用者が未承認口座振込を行う場合には、利用開始前に必ず管理者が使用端末機より利用者ＩＤの利用限度額を設定してください。 |
| ～　省略　～ | ～　省略　～ |
| **第１７条　補償**<br>１．パスワードの盗難等により、契約者以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合の取引（以下、「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対し当該不正利用にかかる損害の額に相当する金銭の補てんを請求することができます。<br>（１）不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること | **第１７条　補償**<br>１．パスワードの盗難等により、契約者以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合の取引（以下、本条では「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対し当該不正利用にかかる損害の額に相当する金銭の補てんを請求することができます。<br>（１）不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること |

【新旧対照表】かぎん FB-Web サービス利用規定

| | |
|---|---|
| （２）当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること<br>（３）当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること<br>２．前項の請求がなされた場合、当該不正利用が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の31日前の日以降になされた不正利用にかかる損害の額に相当する金額を限度として補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ契約者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は過失の度合い等を考慮のうえ、補てん対象額を減額する場合があります。<br>３．前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、不正利用が最初に行われた日の翌日から30日を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。<br>４．第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。<br>（１）不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合<br>①契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合<br>②契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または使用人<br>によって行われた場合<br>③契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合<br>④契約者の法令違反または本規定その他の規定違反に起因する場合<br>（２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正利用が行われた場合<br>５．当行が本条に基づく補償を行った場合、契約者は、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。 | （２）当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること<br>（３）当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること<br>２．前項の請求がなされた場合、当該不正利用が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の31日前の日以降になされた不正利用にかかる損害の額に相当する金額を限度として補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ契約者に過失※があることを当行が証明した場合には、当行は過失の度合い等を考慮のうえ、補てん対象額を減額する場合があります。<br>３．前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、不正利用が最初に行われた日の翌日から30日を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。<br>４．第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。<br>（１）不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合<br>①契約者に重大な過失※があることを当行が証明した場合<br>②契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または使用人<br>によって行われた場合<br>③契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合<br>④契約者の法令違反または本規定その他の規定違反に起因する場合<br>（２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正利用が行われた場合<br>５．当行が本条に基づく補償を行った場合、契約者は、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。<br>※「契約者に過失がある事例」、「契約者に重大な過失がある事例」については、当行ウェブサイトよりご確認ください。 |
| **第１８条　海外からの利用**<br>本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。 | **第１８条　海外からの利用**<br>本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。<br>なお、実際は海外からご利用されているにもかかわらず、国内からのご利用に見せかけるような不審なアクセスがあった場合、不正利用被害防止のため、当行は契約者の本サービスの利用を停止し、必要に応じて警察等の関係機関に通報することがあります。 |
| ～ 省略 ～ | ～ 省略 ～ |
| **第２６条　~~譲渡・質入れ等の禁止~~**<br>当行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利の譲渡、質入れならびに、管理者専用カードを管理者以外の第三者に貸与することはできません。 | **第２６条　禁止事項**<br>1.　契約者は、当行の承諾なしに、本サービスに基づく契約者の権利の譲渡、質入れ、管理者専用カードを管理者以外の第三者に貸与することはできません。<br>2.　契約者は、本サービスの利用にあたり、日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗等に反する行為（オンラインカジノにおける賭博等を含む）を行うことはできません。当該行為が確認された場合、本規定および預金等共通規定等に基づき、お取引を制限させていただくことがあります。 |